

発行内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

会計検査院

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官序事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について

東北地方整備局公示(東北地方整備局)
(農林水産省)

〔公 告〕

諸事項

社会保険労務士懲戒処分、大丸用水

相続、公示催告、失踪、破産、再生、
所有者不明関係

○返納を命じた旅券を無効とする件
(外務二一二)

○保安林の指定をする件
(農林水産九〇六〇九二一)

○地すべり防止区域を指定する件
(同九三〇〇九三二)

○道路に関する件
(東北地方整備局五二)

○道路に関する件
(中部地方整備局六九)

省
令

○財務省令第五十二号
中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十
一号)の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省
令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十三日
財務大臣 加藤
勝信

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令(平成十年大蔵省
令第九十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のよう改める。

改	正	後	改	正	前
次の各号に掲げる法律の規定により検査の 際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示 す証明書又は証票は、別紙様式による。	次の各号に掲げる法律の規定により検査の 際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示 す証明書又は証票は、別紙様式による。		五 株式会社商工組合中央金庫法(平成十 九年法律第七十四号)第十一條第二項、 第五十八條第三項、第六十條の十七第三 項、第六十條の二十九第二項及び第六十 一条の三十七の規定により読み替えて準用 する銀行法(昭和五十六年法律第五十九 号)第五十二条の八十一第三項	五 株式会社商工組合中央金庫法(平成十 九年法律第七十四号)第十一條第二項、 第五十八條第三項、第六十條の十七第三 項及び第六十條の二十九第二項	
一〇四 [略]	一〇四 [同上]		六〇二二二 [略]	六〇二二二 [同上]	

備考	表中の「」の記載は注記である。
この省令は、令和七年六月十三日から施行する。	

〔その他告示〕

官 府
裁判所
社会その他の

○財務省令第五十三号

財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第十四条第四項及び財務省組織令(平成十二年政令第
二百五十号)第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規
則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十三日

財務大臣 加藤
勝信

財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	（主任公庫等実地監査官及び公庫等実地監査官）	改 正 前
第七条	〔略〕	〔略〕
2	主任公庫等実地監査官は、命を受けて、 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年 法律第五十七号）第五十九条第一項（エネ ルギー環境適合製品の開発及び製造を行う 事業の促進に関する法律（平成二十二年法 律第三十八号）第十七条、産業競争力強化 法（平成二十五年法律第九十八号）第二十 一条の二十四第二項及び第三十五条第二 項、特定高度情報通信技術活用システムの 開発供給及び導入の促進に関する法律（令 和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、 海上運送法（昭和二十四年法律第八百八十七 号）第三十九条の三十五第二項造船法（昭 和二十五年法律第八百二十九号）第二十七条 第二項並びに経済施策を一体的に講ずるこ とによる安全保障の確保の推進に関する法 律（令和四年法律第四十三号）第二十五条 第二項の規定により読み替えて適用する場 合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適 合製品の開発及び製造を行う事業の促進に 関する法律第三十四条第二項、産業競争力 強化法第四百四十五条第一項、特定高度情報 通信技術活用システムの開発供給及び導入 の促進に関する法律第三十三条第一項、海 上運送法第三十九条の三十七第一項、造船 法第三十二条第一項、経済施策を一体的に 講ずることによる安全保障の確保の推進に 関する法律第四十八条第五項、株式会社国 際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九 号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融 公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第 三十三条第一項、独立行政法人国際協力機 構法（平成十四年法律第八百三十六号）第三 十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫 法（平成十九年法律第七十四号）第十二条 第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六 十条の十七第一項及び第二項、第六十条 の二十九第一項並びに第六十条の三十七の 規定により読み替えて準用する銀行法（昭	主任公庫等実地監査官は、命を受けて、 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年 法律第五十七号）第五十九条第一項（エネ ルギー環境適合製品の開発及び製造を行う 事業の促進に関する法律（平成二十二年法 律第三十八号）第十七条、産業競争力強化 法（平成二十五年法律第九十八号）第二十 一条の二十四第二項及び第三十五条第二 項、特定高度情報通信技術活用システムの 開発供給及び導入の促進に関する法律（令 和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、 海上運送法（昭和二十四年法律第八百八十七 号）第三十九条の三十五第二項造船法（昭 和二十五年法律第八百二十九号）第二十七条 第二項並びに経済施策を一体的に講ずるこ とによる安全保障の確保の推進に関する法 律（令和四年法律第四十三号）第二十五条 第二項の規定により読み替えて適用する場 合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適 合製品の開発及び製造を行う事業の促進に 関する法律第三十四条第二項、産業競争力 強化法第四百四十五条第一項、特定高度情報 通信技術活用システムの開発供給及び導入 の促進に関する法律第三十三条第一項、海 上運送法第三十九条の三十七第一項、造船 法第三十二条第一項、経済施策を一体的に 講ずることによる安全保障の確保の推進に 関する法律第四十八条第五項、株式会社国 際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九 号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融 公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第 三十三条第一項、独立行政法人国際協力機 構法（平成十四年法律第八百三十六号）第三 十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫 法（平成十九年法律第七十四号）第十二条 第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六 十条の十七第一項及び第二項、第六十条 の二十九第一項並びに第六十条の三十七の 規定により読み替えて準用する銀行法（昭
第七条	〔同上〕	〔同上〕
2	主任公庫等実地監査官は、命を受けて、 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年 法律第五十七号）第五十九条第一項（エネ ルギー環境適合製品の開発及び製造を行う 事業の促進に関する法律（平成二十二年法 律第三十八号）第十七条、産業競争力強化 法（平成二十五年法律第九十八号）第二十 一条の二十四第二項及び第三十五条第二 項、特定高度情報通信技術活用システムの 開発供給及び導入の促進に関する法律（令 和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、 海上運送法（昭和二十四年法律第八百八十七 号）第三十九条の三十五第二項造船法（昭 和二十五年法律第八百二十九号）第二十七条 第二項並びに経済施策を一体的に講ずるこ とによる安全保障の確保の推進に関する法 律（令和四年法律第四十三号）第二十五条 第二項の規定により読み替えて適用する場 合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適 合製品の開発及び製造を行う事業の促進に 関する法律第三十四条第二項、産業競争力 強化法第四百四十五条第一項、特定高度情報 通信技術活用システムの開発供給及び導入 の促進に関する法律第三十三条第一項、海 上運送法第三十九条の三十七第一項、造船 法第三十二条第一項、経済施策を一体的に 講ずることによる安全保障の確保の推進に 関する法律第四十八条第五項、株式会社国 際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九 号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融 公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第 三十三条第一項、独立行政法人国際協力機 構法（平成十四年法律第八百三十六号）第三 十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫 法（平成十九年法律第七十四号）第十二条 第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六 十条の十七第一項及び第二項並びに第六 十条の二十九第一項、民間公益活動を促進 するための休眠預金等に係る資金の活用に	主任公庫等実地監査官は、命を受けて、 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年 法律第五十七号）第五十九条第一項（エネ ルギー環境適合製品の開発及び製造を行う 事業の促進に関する法律（平成二十二年法 律第三十八号）第十七条、産業競争力強化 法（平成二十五年法律第九十八号）第二十 一条の二十四第二項及び第三十五条第二 項、特定高度情報通信技術活用システムの 開発供給及び導入の促進に関する法律（令 和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、 海上運送法（昭和二十四年法律第八百八十七 号）第三十九条の三十五第二項造船法（昭 和二十五年法律第八百二十九号）第二十七条 第二項並びに経済施策を一体的に講ずるこ とによる安全保障の確保の推進に関する法 律（令和四年法律第四十三号）第二十五条 第二項の規定により読み替えて適用する場 合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適 合製品の開発及び製造を行う事業の促進に 関する法律第三十四条第二項、産業競争力 強化法第四百四十五条第一項、特定高度情報 通信技術活用システムの開発供給及び導入 の促進に関する法律第三十三条第一項、海 上運送法第三十九条の三十七第一項、造船 法第三十二条第一項、経済施策を一体的に 講ずることによる安全保障の確保の推進に 関する法律第四十八条第五項、株式会社国 際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九 号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融 公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第 三十三条第一項、独立行政法人国際協力機 構法（平成十四年法律第八百三十六号）第三 十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫 法（平成十九年法律第七十四号）第十二条 第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六 十条の十七第一項及び第二項並びに第六 十条の二十九第一項、民間公益活動を促進 するための休眠預金等に係る資金の活用に

和五十六年法律第五十九号) 第五十二条の八十一第一項及び第三項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第一百一号)第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第三十九号)第二十二条第一項、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八百六十九号)第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二百四十七号)第二十六条第一項、独立行政法人通則法(平成一年法律第二百三号)第六十四条第一項(独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る)。並びに地方公共団体金融機関法(平成十九年法律第六十四号)附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施し、並びに公庫等実地監査官の行う事務を整理

に関する法律（平成二十八年法律第二百一号）第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十二条第一項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号、第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第二百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百四十七号）第二十六条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る）並びに地方公共団体金融機関法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施し、並びに公庫等実地監査官の行う事務を整理す

促進に関する法律第二十四条第二項、海上運送法第三十九条の三十五第二項、造船法第三十二条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法第十一条第一項、第五十八条第三項及び第二項、第六十条の二十九第一項並びに第六十条の三十七の規定により読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十一第一項及び第二項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項及び第二項、預貯金者との意思に基づく個人番号の利用による預貯金の口座の管理等に関する法律第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項、奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構法第二項、独立行政法人住宅金融支援機構法第六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金、行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、

促進に関する法律第二十四条第二項、海上運送法第三十九条の三十五第二項、造船法第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第二項、工エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十一条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講することによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十一条第五項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法第十二条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項並びに第六十条の二十九第一項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第二十二条第一項、株式会社日本政策投資銀行法第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法第二十六条第一項、独立行政法人法人住宅金融支援機構法第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人国法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限

を実施する

この省令は、公布の日から施行する

○国土交通省令第六十六号
経済施策を一体的に講ず
第五十条第一項及び第

号、第五条第一項及び第六条第一項による安全保障の確保の推進する省令を次のように定める。

令和七年六月二十二日
国土交通省関係経済施
づく特定社会基盤事業

国土交通省関係経済施策を
特定社会基盤事業者等に関する

る。
次の表により、改正前欄に
規定の傍線を付した部分の上

傍線を付した規定（以下「対
め、改正前欄に掲げる対象規

(特定重要設備) 改正

第一条 経済施策を一 体化する安全保障の確保の推進下「去」(第五)

〔注〕 第二回
令で定めるものは、次
社会基盤事業の区分に

めるものとする。

三 貨物自動車運送事 第八十三号) 第二条 般貨物自動車運送事

れかの機能を有する
イ 当該事業の用に
第三号に定むべ

第三号において
いう。)の配車計画
二条第三号におい

口 いう。)を作成する
　　貨物の種類、貨

人、貨物の現在地に係る情報（第十

ための機能

改 正 後	(特定重要設備)	改 正 前
	第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一・二 (略)		
	三 貨物自動車運送事業法 （平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業 次に掲げるいずれかの機能を有する情報処理システム	三 貨物自動車運送事業法 （平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業 次に掲げる機能の全てを有する情報処理システム
	イ 当該事業の用に供する自動車（次条第三号イにおいて「事業用自動車」という。）の配車計画及び運行計画（第十二条第三号において「配車計画等」という。）を作成する機能	イ 当該事業の用に供する自動車（口及び次条第三号ハにおいて「事業用自動車」という。）の配車計画及び運行計画を作成する機能
一・二 (略)		
	三 貨物自動車運送事業法 （平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業 次に掲げる機能の全てを有する情報処理システム	三 貨物自動車運送事業法 （平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業 次に掲げる機能の全てを有する情報処理システム
	イ 当該事業の用に供する自動車（口及び次条第三号ハにおいて「事業用自動車」という。）の配車計画及び運行計画を作成する機能	イ 当該事業の用に供する自動車（口及び次条第三号ハにおいて「事業用自動車」という。）の配車計画及び運行計画を作成する機能
一・二 (略)		
	四 貨物の種類、貨物の到着地及び荷受人、貨物の現在地その他の貨物の運送に係る情報（第十二条第三号において「貨物運送情報」という。）を確認するための機能	四 貨物の種類、貨物の到着地及び荷受人、貨物の現在地その他の貨物の運送に係る情報（第十二条第三号において「貨物運送情報」という。）を確認するための機能

(削る)

(削る)

四〇七 (略)

(特定社会基盤事業者の指定基準)

第二条 法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 前条第三号に掲げる事業 当該事業を行ふ者であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ その保有する事業用自動車の台数が五千台以上であること。

ロ その経営する当該事業が前年度における貨物の輸送実績からみて全国各地への貨物の輸送を行うことができると認められるものであること。

(削る)

八) 運行指示書(貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成一年運輸省令第二十ニ号)第九条の三第一項に規定する運

二) 行指示書をいう)を作成する機能

四〇七 (略)

(特定社会基盤事業者の指定基準)

第二条 法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 前条第三号に掲げる事業 当該事業を行ふ者(特別積合せ貨物運送(貨物自動車運送事業法第二条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。イにおいて同じ。)を行うものに限る。以下この号において同じ)であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ 当該事業を行う全ての者(特別積合せ貨物運送を行うものに限る。ロ及びハにおいて同じ。)による貨物の前年度における輸送距離の合計のうちに当該事業を行う者による貨物の前年度における輸送距離の占める割合が五パーセント以上であること。

ロ 当該事業を行う全ての者による貨物の前年度における輸送量の合計のうち当該事業を行う者による貨物の前年度における輸送量の占める割合が五パーセント以上であること。

(削る)

四〇七 (略)

第十二条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの(以下「構成設備」という。)は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 第一条第三号に掲げる特定重要設備次に掲げるもの

- イ 配車計画等又は貨物運送情報の作成の用に供するサーバー
- ロ 配車計画等又は貨物運送情報を作成する機能を有するプログラム

四〇七 (略)

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○外務省告示第二百十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年六月十三日

外務大臣 岩屋 納

失効年月日 令和七年五月十六日
発行年月日 令和七年四月九日
旅券番号 T M ○ 一三四八二九

○農林水産省告示第九百六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

二) 全ての都道府県の区域内に営業所を有すること。

四〇七 (略)

第十二条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの(以下「構成設備」という。)は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 第一条第三号に掲げる特定重要設備次に掲げるもの

- イ 現在地等の情報の作成の用に供するサーバー
- ロ 現在地等の情報を作成する機能を有するプログラム

四〇七 (略)

○農林水産省告示第九百七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

- 一 保安林の所在場所** 広島県庄原市東城町菅字
日南山五〇六六の一
- 二 指定の目的** 水源の涵養
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(次のことおり)は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 令和七年六月十三日
- 農林水産省告示第九百八号**
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 一 保安林の所在場所** 広島県三次市布野町上布野字湯谷九八四の一、九八四の二、一〇〇二、字大谷一〇五七九の一、一〇五九七
- 二 指定の目的** 水源の涵養
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 保安林の所在場所 広島県三次市布野町上布野字湯谷九八四の一、九八四の二、一〇〇二、字大谷一〇五七九の一、一〇五九七
 - 2 指定の目的 水源の涵養
- 令和七年六月十三日
- 農林水産省告示第九百八号**
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 一 保安林の所在場所** 宮城県栗原市花山字本沢
- 二 指定の目的** 水源の涵養
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 保安林の所在場所 宮城県栗原市花山字本沢
 - 2 指定の目的 水源の涵養
- 令和七年六月十三日
- 農林水産省告示第九百十号**
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 一 保安林の所在場所** 宮城県伊具郡丸森町大張川張字二又四五の一、四六、四七の一、四七の二
- 二 指定の目的** 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐によ
- 令和七年六月十三日
- 農林水産省告示第九百十二号**
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 一 保安林の所在場所** 宮城県登米市津山町柳津字黄牛深畑一五八の一、一五八の三八、一五八の三九、一五八の四一から一五八の四六まで、一五八の五三、一五八の五四、一五八の六六から一五八の七二まで、一五八の七六から一五八の八〇まで、一五八の八二から一五八の八八まで、一五八の九〇、一五八の九三から一五八の九五まで、一五八の一二一、字大土九九の一六六、九九の一六八、九九の一八〇、九九の一八一、九九の一八九、九九の一九四
- 二 指定の目的** 水源の涵養
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 保安林の所在場所 宮城県伊具郡丸森町大張川張字二又四五の一、四六、四七の一、四七の二
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のことおり)は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 令和七年六月十三日
- 農林水産省告示第九百九号**
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 一 保安林の所在場所** 岐阜県多治見市中野町中野字二二八六の六四、一二八六の一〇
- 二 指定の目的** 水源の涵養
- 令和七年六月十三日
- 農林水産大臣 小泉進次郎**
- 農林水産大臣 小泉進次郎**

- 一 保安林の所在場所** 広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内字殿畑一〇〇九の一五
- 二 指定の目的** 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(次のことおり)は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 令和七年六月十三日
- 農林水産省告示第九百九号**
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 一 保安林の所在場所** 岐阜県多治見市中野町中野字二二八六の三五から二二八六の四三まで、二二八六の六四、一二八六の一〇
- 二 指定の目的** 水源の涵養
- 令和七年六月十三日
- 農林水産省告示第九百十一号**
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 一 保安林の所在場所** 宮城県栗原市花山字本沢明通一九の一
- 二 指定の目的** 水源の涵養
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のことおり)は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 令和七年六月十三日
- 農林水産省告示第九百二十号**
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 一 保安林の所在場所** 宮城県伊具郡丸森町大張川張字二又四五の一、四六、四七の一、四七の二
- 二 指定の目的** 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐によ
- 令和七年六月十三日
- 農林水産省告示第九百二十号**
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 一 保安林の所在場所** 宮城県栗原市役場に備え置いて縦覧に供する。
- 二 指定の目的** 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 保安林の所在場所 宮城県栗原市役場に備え置いて縦覧に供する。
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 間伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 令和七年六月十三日
- 農林水産省告示第九百十二号**
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 一 保安林の所在場所** 山梨県西八代郡市川三郷町三帳字水上二三七の一、二三八の一、二四〇の一、二四一
- 二 指定の目的** 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐によ
- 令和七年六月十三日
- 農林水産省告示第九百十二号**
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 一 保安林の所在場所** 宮城県登米市津山町柳津字黄牛深畑一五八の一、一五八の三八、一五八の三九、一五八の四一から一五八の四六まで、一五八の五三、一五八の五四、一五八の六六から一五八の七二まで、一五八の七六から一五八の八〇まで、一五八の八二から一五八の八八まで、一五八の九〇、一五八の九三から一五八の九五まで、一五八の一二一、字大土九九の一六六、九九の一六八、九九の一八〇、九九の一八一、九九の一八九、九九の一九四
- 二 指定の目的** 水源の涵養
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 保安林の所在場所 宮城県登米市津山町柳津字黄牛深畑一五八の一、一五八の三八、一五八の三九、一五八の四一から一五八の四六まで、一五八の五三、一五八の五四、一五八の六六から一五八の七二まで、一五八の七六から一五八の八〇まで、一五八の八二から一五八の八八まで、一五八の九〇、一五八の九三から一五八の九五まで、一五八の一二一、字大土九九の一六六、九九の一六八、九九の一八〇、九九の一八一、九九の一八九、九九の一九四
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 間伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 令和七年六月十三日
- 農林水産省告示第九百十四号**
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 一 保安林の所在場所** 岡山県津市南方中字砥き石一二八六の三五から二二八六の四三まで、二二八六の六四、一二八六の一〇
- 二 指定の目的** 水源の涵養

- 三一 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、根伐によ
る。
- 字高牟禮一六九七・一六九八・一六九九
(以上三筆について次の図に示す部分
に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐
採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の
ものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
- (次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に
備え置いて縦覧に供する。)
- 農林水産省告示第九百二十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備**
- (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、根伐によ
る。
- 字山口二八〇三 (次の図に示す部分に限
る。)、二八〇五の一
2 その他の森林については、主伐に係る伐
採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の
ものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

- 農林水産省告示第九百二十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備**
- (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、根伐によ
る。
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 一 保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木志波字
山口二八〇三、二八〇五の一 (次の図に示す部
分に限る。)
- 農林水産省告示第九百二十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備**
- (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、根伐によ
る。
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 一 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備
- 農林水産省告示第九百二十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
- 令和七年六月十三日

- 農林水産省告示第九百二十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備**
- (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、根伐によ
る。
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 一 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備
- 農林水産省告示第九百二十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備**
- (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、根伐によ
る。
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 一 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備
- 農林水産省告示第九百二十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
- 令和七年六月十三日

- 農林水産省告示第九百二十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備**
- (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、根伐によ
る。
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 一 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備
- 農林水産省告示第九百二十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
- 令和七年六月十三日
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備**
- (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、根伐によ
る。
- 農林水産大臣 小泉進次郎
- 一 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備
- 農林水産省告示第九百二十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
- 令和七年六月十三日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第30037号

広島県竹原市新庄町1567番地
申立人 西田 茂子
本籍広島県呉市蒲刈町大浦4907番地、最後の住所広島県呉市蒲刈町大浦4907番地、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日推定令和7年1月7日、出生の場所広島県安佐郡古市町、出生年月日昭和19年7月26日、職業無職
被相続人 亡 岡本 祐恵
広島県呉市中央1丁目4番24号リベラビル4階弁護士法人あすか呉事務所
相続財産清算人 弁護士 加藤 之拓
催告期間満了日 令和7年12月25日
広島家庭裁判所呉支部

令和7年(家)第30031号

奈良県橿原市内膳町3丁目8番5号
申立人 西川まさみ
本籍奈良県大和郡山市南郡山町404番地、最後の住所広島県尾道市新浜1丁目10番12-1303号、死亡の場所広島県尾道市、死亡年月日推定令和6年4月、出生の場所奈良県大和郡山市、出生年月日昭和29年8月23日、職業無職
被相続人 亡 牧元 弘昌
事務所広島市西区己斐本町2丁目9番6-602号
相続財産清算人 司法書士 坂田 哲哉
催告期間満了日 令和8年1月13日
広島家庭裁判所尾道支部

令和7年(家)第30024号

広島県福山市御幸町大字下岩成563番地10
申立人 高橋 春子
本籍岡山県浅口市鴨方町小坂西1409番地、最後の住所広島県福山市赤坂町大字早戸1483番地福山福寿園、死亡の場所広島県福山市、死

亡年月日令和6年11月24日、出生の場所岡山县小田郡笠岡町、出生年月日昭和4年5月20日、職業無職
被相続人 亡 井上シズコ

広島市佐伯区海老園1丁目5番51号
相続財産清算人 司法書士法人高尾事務所
催告期間満了日 令和8年1月10日
広島家庭裁判所福山支部

令和7年(家)第7026号

沖縄県石垣市登野城76ルニソラーレ登野城4B
申立人 三好辰之進
本籍山口県防府市大字台道1406番地、最後の住所山口県防府市大字台道1387番地、死亡の場所山口県防府市、死亡年月日令和6年8月18日、出生の場所山口県吉敷郡大道村、出生年月日昭和28年12月6日、職業建築士
被相続人 亡 三好 昇
山口県山口市春日町2066番1
相続財産清算人 弁護士法人中山修身法律事務所
催告期間満了日 令和8年1月9日
山口家庭裁判所

令和7年(家)第7039号

山口県山口市吉敷中東1丁目1番2号
申立人 社会福祉法人青藍会
本籍山口県山口市亀山町2190番地、最後の住所山口県山口市黒川729番地2ハートホーム平川、死亡の場所山口県山口市、死亡年月日令和6年12月18日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和5年1月5日、職業無職
被相続人 亡 藤津 育子
山口県山口市春日町2066番1
相続財産清算人 弁護士法人中山修身法律事務所
催告期間満了日 令和8年1月9日
山口家庭裁判所

令和7年(家)第5005号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍山口県周南市大神1丁目18番、最後の住所山口県周南市大神1丁目18番2号、死亡の場所山口県周南市、死亡年月日平成25年3月15日、出生の場所山口県徳山市、出生年月日昭和23年8月29日、職業不明
被相続人 亡 山際 逸枝

亡年月日令和6年11月24日、出生の場所岡山県周南市岐山通2-16、出生年月日昭和4年5月20日、職業無職
被相続人 亡 井上シズコ

広島市佐伯区海老園1丁目5番51号
相続財産清算人 司法書士法人高尾事務所
催告期間満了日 令和8年1月9日
山口家庭裁判所周南支部

令和7年(家)第7038号

山口県岩国市今津町2丁目7番11-301号
申立人 権田 桂子
本籍山口県玖珂郡和木町和木3丁目174番地、最後の住所山口県玖珂郡和木町瀬田4丁目1番1号、死亡の場所山口県玖珂郡和木町、死亡年月日令和7年3月2日、出生の場所山口県岩国市、出生年月日昭和22年2月21日、職業会社役員
被相続人 亡 藤本 敏彦

山口県岩国市今津町2丁目7番11-301号
相続財産清算人 司法書士 権田 桂子
催告期間満了日 令和7年12月31日
山口家庭裁判所岩国支部

令和7年(家)第3007号

山口県山陽小野田市大字小野田4853-1
申立人 門口 康平
本籍山口県山陽小野田市大字小野田5378番地、最後の住所山口県山陽小野田市大字小野田5436番地3、死亡の場所山口県山陽小野田市、死亡年月日令和6年1月4日、出生の場所山口県宇部市、出生年月日昭和30年9月5日、職業無職
被相続人 亡 門口 克己
事務所山口県宇部市琴芝町2丁目5番2号鳴村法律事務所
相続財産清算人 弁護士 嶋村 健二
催告期間満了日 令和7年12月26日
山口家庭裁判所船木出張所

令和7年(家)第89号

徳島県美馬市脇町大字脇町2番地3
申立人 森 廣一
本籍徳島県三好市池田町白地ノロウチ31番地、最後の住所徳島県美馬市脇町大字脇町2番地3森廣一方、死亡の場所徳島県美馬市、死亡年月日令和7年2月9日、出生の場所岡山県倉敷市、出生年月日昭和46年9月23日、職業無職
被相続人 亡 新居 勝広
事務所徳島県美馬市脇町大字脇町2番地3
相続財産清算人 司法書士 森 廣一
催告期間満了日 令和7年12月26日
徳島家庭裁判所美馬支部

令和7年(家)第116号

香川県高松市香南町西庄1395番地
申立人 加藤 俊幸

本籍香川県高松市香南町西庄1395番地、最後の住所香川県高松市香南町西庄1393番地1、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和6年10月21日頃から31日頃までの間、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和40年11月15日、職業無職
被相続人 亡 加藤 正浩

香川県高松市内町1-6 井元ビル4階 西紋小林法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 正則
催告期間満了日 令和7年12月26日
高松家庭裁判所

令和7年(家)第7016号

福岡県福岡市博多区東公園7番7号
申立人 福岡県

本籍福岡県福岡市博多区堅粕2丁目20番、最後の住所福岡県福岡市中央区高砂1丁目5番14-801号ユアーズ高砂、死亡の場所福岡県福岡市中央区、死亡年月日令和5年10月10日、出生の場所福岡県福岡市早良区、出生年月日昭和59年4月8日、職業自営業
被相続人 亡 梶原 慶三

事務所福岡県筑紫野市二日市中央5丁目14番17号
相続財産清算人 司法書士 山下 佑介
催告期間満了日 令和8年2月16日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第3015号

福岡県八女市岩崎157番地11

申立人 森 政典
本籍福岡県八女市酒井田235番地4、最後の住所福岡県八女市酒井田235番地4、死亡の場所福岡県八女市、死亡年月日令和7年1月20日、出生の場所福岡県八女市、出生年月日昭和33年8月20日、職業無職
被相続人 亡 森 利信

事務所福岡県柳川市三橋町下百町204-1荻島第5ビル202弁護士法人しらぬひ柳川事務所
相続財産清算人 弁護士 桑原 義浩
催告期間満了日 令和8年1月9日
福岡家庭裁判所八女支部

令和7年(家)第9090号
北九州市八幡西区皇后崎町1-11
申立人 皇后崎スカイマンションII番館管理組合 代表者理事長 横手 洋
本籍北九州市八幡西区皇后崎町2336番地1、最後の住所北九州市八幡西区皇后崎町2番3号、死亡の場所福岡県遠賀郡水巻町、死亡年月日平成29年2月12日、出生の場所宮崎県北諸県郡内町、出生年月日昭和13年7月10日、職業無職
被相続人 亡 山元 守
事務所北九州市小倉北区鍛冶町1丁目2番16号 米原ビル2階
相続財産清算人 弁護士 西嶋 正信
催告期間満了日 令和8年1月6日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第80027号
福岡市中央区渡辺通5丁目23番8号
申立人 株式会社エム・アール・エフ
本籍佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀7207番地、最後の住所佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀7207番地、死亡の場所佐賀県三養基郡みやき町、死亡年月日令和6年9月19日、出生の場所佐賀県三養基郡中原村、出生年月日昭和15年5月12日、職業自営業
被相続人 亡 緒方 秀利
佐賀県鳥栖市秋葉町3丁目18番地6
相続財産清算人 司法書士 原 弘安
催告期間満了日 令和7年12月26日
佐賀家庭裁判所

令和7年(家)第80007号
佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地
申立人 嬉野市長 村上 大祐
本籍佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙15番地43、最後の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙2311番地2、死亡の場所佐賀県嬉野市、死亡年月日平成28年5月20日、出生の場所佐賀県藤津郡塩田町、出生年月日昭和32年1月5日、職業不明
被相続人 亡 梶原 義郎
佐賀市成章町2番16号 佐賀県婦人会館3階
相続財産清算人 弁護士法人朋楠・わかくす法律事務所
催告期間満了日 令和8年1月9日
佐賀家庭裁判所鹿島出張所

令和7年(家)第2002号
熊本県山鹿市藤井1907番地
本籍熊本県山鹿市藤井1907番地、最後の住所熊本県熊本市中央区、死亡年月日令和6年2月8日、出生の場所福岡県築上郡八屋町、出生年月日昭和23年10月28日、職業無職
被相続人 亡 羽廣 幸雄
事務所熊本市中央区京町1丁目10番8号くまもと法律事務所
相続財産清算人 藤井 大慈
催告期間満了日 令和8年1月5日
熊本家庭裁判所山鹿支部

令和6年(家)第20129号
大分市城崎町1丁目5番20号
申立人 大分市上下水道局
本籍大分市中島西2丁目5507番地、最後の住所大分市南春日町11番35号 学園ハイツ508、死亡の場所大分県大分市、死亡年月日令和3年5月26日、出生の場所山口県山口市、出生年月日昭和5年10月19日、職業会社役員
被相続人 亡 金馬 治郎
大分市高崎1丁目16番12号、事務所大分市中島西1丁目1番28号
相続財産清算人 司法書士 工藤 克彦
催告期間満了日 令和8年1月19日
大分家庭裁判所

令和7年(家)第20038号
大分市舞鶴町3丁目3番4号
申立人 利光 蓉子
本籍大分県臼杵市大字深田3の672番地15、最後の住所大分県臼杵市大字深田689番地の4、死亡の場所大分県臼杵市、死亡年月日令和6年8月11日、出生の場所大分県北部郡臼杵町、出生年月日昭和24年7月10日、職業無職
被相続人 亡 加納 基司
大分市大字千歳978番地の4
相続財産清算人 司法書士 望月 嘉章
催告期間満了日 令和8年1月12日
大分家庭裁判所

令和7年(家)第264号
宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号宮崎県庁
申立人 宮崎県
本籍宮崎県都城市高城町桜木1343番地、最後の住所宮崎県都城市山之口町花木2152番地3 グループホームオリーブ、死亡の場所宮崎県都城市、死亡年月日平成29年4月25日、出生の場所宮崎県北諸県郡高城町、出生年月日大正12年2月10日、職業不詳
被相続人 亡 中村クニエ

宮崎県都城市広原町12号3番地3ライトブレイス205号
相続財産清算人 弁護士 近藤 和弘
催告期間満了日 令和8年1月5日
宮崎家庭裁判所都城支部

令和7年(家)第11号
鹿児島県鹿屋市新川町168番地1
申立人 新原聰一朗
本籍鹿児島県垂水市下宮町29番地、最後の住所鹿児島県肝属郡錦江町神川1619番地すずしろの里、死亡の場所鹿児島県肝属郡錦江町、死亡年月日令和6年8月17日、出生の場所鹿児島県垂水市、出生年月日昭和37年6月1日、職業無職
被相続人 亡 櫻山 保幸
鹿児島県鹿屋市打馬2丁目9番27号弁護士法人おおすみ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 濱田 徹
催告期間満了日 令和8年1月23日
鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

令和7年(家)第3040号
茨城県常総市水海道諏訪町3277-1 弁護士法人萩原総合法律事務所常総支所
申立人 板垣 真吾
本籍茨城県常総市内守谷町3038番地、最後の住所茨城県常総市古間木1054番地4 グループホーム舞夢、死亡の場所茨城県常総市、死亡年月日令和6年8月15日、出生の場所茨城県水海道市、出生年月日昭和10年10月5日、職業無職
被相続人 亡 中莢しづい
事務所茨城県常総市水海道諏訪町3277-1 弁護士法人萩原総合法律事務所常総支所
相続財産清算人 弁護士 板垣 真吾
催告期間満了日 令和8年1月5日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家)第4008号
群馬県沼田市東原新町1540番地
申立人 利根郡信用金庫
本籍群馬県沼田市鍛冶町3919番地3、最後の住所群馬県沼田市鍛冶町3919番地3、死亡の場所群馬県沼田市、死亡年月日令和6年4月24日、出生の場所静岡県吉原市、出生年月日昭和17年2月8日、職業不詳
被相続人 亡 宇佐美 進
事務所前橋市大手町3-1-10 群馬県教育会館1階 大塚・谷田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 栗田 洋亮
催告期間満了日 令和7年12月25日
前橋家庭裁判所沼田支部

令和7年(家)第4010号
群馬県沼田市薄根町4412番地
申立人 群馬県沼田土木事務所長 市川 通利
本籍群馬県沼田市高橋場町甲345番地、最後の住所群馬県利根郡みなかみ町入須川1729番地、死亡の場所群馬県沼田市、死亡年月日令和5年10月8日、出生の場所群馬県利根郡新治村、出生年月日昭和23年7月6日、職業不詳
被相続人 亡 木内 康
事務所群馬県高崎市八千代町2-1-1 弁護士法人高橋三兄弟法律事務所
相続財産清算人 弁護士 名古 拓磨
催告期間満了日 令和7年12月26日
前橋家庭裁判所沼田支部

令和7年(家)第59号
埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号
申立人 越谷市
本籍東京都墨田区横川1丁目18番地、最後の住所埼玉県越谷市東越谷1丁目13番地6銀杏マンション302、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日令和4年3月31日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和44年4月30日、職業不明
被相続人 亡 高倉 康
事務所埼玉県越谷市弥生町3番33号越谷東駅前ビル5階埼玉東部法律事務所
相続財産清算人 弁護士 池永 知樹
催告期間満了日 令和7年12月26日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第40336号
山梨県富士吉田市下吉田2丁目19番11号
申立人 都留信用組合
本籍山梨県富士吉田市上吉田2丁目363番地、最後の住所横浜市鶴見区下末吉6丁目10番5-E414号、死亡の場所神奈川県横浜市鶴見区、死亡年月日令和4年8月3日、出生の場所山梨県南都留郡福地村、出生年月日昭和3年7月9日、職業無職
被相続人 亡 外河 明樹
事務所横浜市中区太田町4-55横浜馬車道ビル7階
相続財産清算人 弁護士 畔柳 秀勝
催告期間満了日 令和8年1月13日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40370号
 山梨県南都留郡山中湖村平野字小海原2966番地3
 申立人 エル・ベサージ山中湖管理組合法人
 本籍神奈川県横浜市青葉区桜台25番地9、最後の住所横浜市青葉区しらとり台11番地11しらとり台住宅第1101号、死亡の場所神奈川県横浜市緑区、死亡年月日令和5年8月18日、出生の場所福島県伊達郡桑折町、出生年月日昭和23年10月26日、職業不明
 被相続人 亡 佐藤 信行
 事務所横浜市中区住吉町2-22松栄閣内ビル7階
 相続財産清算人 弁護士 杉原 弘康
 催告期間満了日 令和8年1月13日
 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第5014号
 東京都中野区本町2丁目46番1号
 申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
 本籍宮城県栗原市一迫字川口宝領38番地、最後の住所長野県上田市常入1丁目7番43-1108号 エトワール上田、死亡の場所長野県上田市、死亡年月日令和5年12月1日、出生の場所宮城県栗原郡一迫町、出生年月日昭和24年10月18日、職業不明
 被相続人 亡 佐藤 健一
 事務所長野県上田市中央5丁目4番20号
 相続財産清算人 司法書士 金子 良夫
 催告期間満了日 令和8年1月27日
 長野家庭裁判所上田支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第20069号
 浜松市中央区板屋町100番地の15藤原ビル501号
 申立人 中野 弘基
 本籍静岡県浜松市西区村櫛町3673番地1、最後の住所浜松市西区村櫛町3673番地の1、死亡の場所静岡県浜松市北区、死亡年月日令和元年10月29日、出生の場所静岡県浜名郡村櫛村、出生年月日昭和10年12月27日、職業無職
 被相続人 亡 辻村 時子
 催告期間満了日 令和8年1月10日
 静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第185号
 大分県中津市豊田町9番地8 平和ビル203号
 申立人 永松 裕士
 本籍大分県宇佐市大字上拝田146番地1、最後の住所大分県宇佐市大字上拝田146番地の1、死亡の場所大分県宇佐市、死亡年月日平成28年12月15日、出生の場所大分県西国東郡白野村、出生年月日昭和26年6月16日、職業無職
 被相続人 亡 首藤 正明
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 大分家庭裁判所中津支部

令和7年(家)第186号
 大分県中津市豊田町9番地8 平和ビル203号
 申立人 株式会社永松法律事務所
 申立人 永松 裕士
 本籍大分県中津市2030番地、最後の住所大分県中津市大字角木51番地、死亡の場所福岡県北九州市小倉北区、死亡年月日令和2年5月3日、出生の場所福岡県嘉穂郡二瀬町、出生年月日昭和30年12月30日、職業無職
 被相続人 亡 藤富 君夫
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 大分家庭裁判所中津支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあるので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(家)第23号
 東京都新宿区神楽坂3丁目2-60コリーヌ神楽坂4F
 申立人 株式会社リンクスウェブ
 代表者代表取締役 伊藤 則之
 申立代理人弁護士 石上 晴康
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月10日
 令和7年5月22日 東京簡易裁判所

(別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 R B 237073
 金額 468,930円
 支払期日 令和7年4月18日
 支払地 東京都豊島区
 支払場所 株式会社三井住友銀行池袋東口支店
 振出日 令和6年11月20日
 振出地 東京都豊島区
 振出人 コニカミノルタプラネタリウム株式会社 代表取締役社長 本 由美子
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人

令和7年(家)第1号
 東京都町田市野津田町2587番地1
 申立人 株式会社れんたま
 代表者代表取締役 西名由香利
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月22日
 令和7年5月22日 立川簡易裁判所

(別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 E A 13777
 金額 1,012,000円
 支払期日 令和7年7月15日
 支払地 東京都立川市
 支払場所 多摩信用金庫南口支店
 振出日 令和7年3月17日
 振出地 東京都立川市富士見町6-48-22
 振出人 株式会社東京ビルド 代表取締役 石津 智志
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人

令和7年(家)第1号
 岐阜県多治見市笠原町向島2455番地36
 申立人 株式会社日興セラミックス・コンボジット
 代表取締役 増田 博哉
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月25日
 令和7年5月21日 甲賀簡易裁判所

(別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 A A 055563
 金額 180,620円
 支払期日 令和7年4月18日
 支払地 滋賀県甲賀市
 支払場所 株式会社滋賀銀行信楽支店

振出日 令和6年11月18日
 振出地 滋賀県甲賀市信楽町勅旨2188番地の13
 振出人 丸二陶器株式会社 代表取締役 今井 隆史
 受取人 永大化学株式会社
 裏書人 永大化学株式会社
 被裏書人 白地
 最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第8号
 埼玉県さいたま市大宮区大成町2-258
 申立人 田口 理
 本籍埼玉県さいたま市大宮区大成町2丁目365番地、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区大成町2丁目258番地
 不在者 田口 嘉子
 昭和28年6月30日生
 届出期間満了日 令和7年9月21日
 さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第511号
 東京都武蔵野市御殿山1丁目2番2号グレイス御殿山4階オオノ・キド法律事務所
 申立人 大野壽三枝
 本籍東京都稻城市大丸536番地5、最後の住所東京都稻城市大丸536番地の5多摩稲城マンション1-720号
 不在者 関口 俊夫
 昭和23年9月13日生
 届出期間満了日 令和7年9月30日
 東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第50号
 滋賀県湖南市菩提寺北3-8-15
 申立人 松本 万里
 本籍滋賀県湖南市菩提寺1004番地、最後の住所兵庫県淡路市仮屋302番地
 不在者 松本 春江
 昭和26年8月12日生
 届出期間満了日 令和7年9月22日
 神戸家庭裁判所洲本支部

失踪宣告

令和6年(家)第92号

本籍北海道旭川市春光台2条2丁目4番地15、最後の住所北海道千歳市北栄1丁目16番11号ストラトスフィア202号

不在者 近藤 兼典

昭和48年3月2日生

令和7年5月20日失踪宣告審判確定

旭川家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第748号

本籍宮城県仙台市青葉区上愛子字平治19番地21、最後の住所仙台市青葉区上愛子字平治19番地21

不在者 藤 芳則

昭和15年11月23日生

令和7年5月20日失踪宣告審判確定

仙台家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第1061号

本籍大阪市生野区鶴橋4丁目5番、最後の住所神戸市北区甲榮台3丁目2番34-31号

不在者 高畠 幸宏

昭和13年2月26日生

令和7年5月17日失踪宣告審判確定

神戸家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(家)第496号

本籍岡山県真庭市三崎133番地、最後の住所不詳

失踪者 豆原 一枝

昭和2年10月4日生

令和7年5月20日失踪宣告取消審判確定

岡山家庭裁判所津山支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第589号

千葉市稻毛区園生町400番地43

債務者 株式会社森の彩

代表者代表取締役 石川 直子

1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大久保佳織

4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前10時40分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第781号

千葉市緑区鎌取町2813番地128

債務者 株式会社フーズフロンティア三和
代表者代表取締役 島貫 秀輝

1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 谷 麻衣子

4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午後2時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第3278号

東京都江東区枝川2丁目1番1-404号

債務者 合同会社ジャパンメディアプロダクツ
代表者代表社員 斎藤 讓一

1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 岡山 大輔

4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3422号

東京都千代田区神田錦町1丁目8番地 伊藤ビル4階

債務者 データクック株式会社

代表者代表取締役 永井 秀幸

1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 児島 雅彬

4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3423号

東京都杉並区高円寺南4丁目34番12号101

債務者 株式会社アクアプラネット

代表者代表取締役 越野 幸惠

1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 橋本 祥
4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3451号

東京都品川区上大崎3-14-12 井上電気ビル401

債務者 株式会社A I M

代表者代表取締役 白澤 一弘

1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 工藤竜太郎

4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3457号

東京都新宿区新宿7丁目9番27号302

債務者 株式会社オフィスザップ

代表者代表取締役 石井 武仁

1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 四十山千代子

4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3458号

東京都渋谷区大山町8番3号1階

債務者 有限会社ポイントブレイク

代表者代表取締役 石井 歩美

1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 四十山千代子

4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3459号

東京都豊島区巣鴨3丁目38番6号

債務者 株式会社ビソー

代表者代表取締役 大和久寿一

1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 穂貴
4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3461号

東京都江戸川区西瑞江4丁目14番8号 T S Mビル

債務者 株式会社ベスト

代表者代表取締役 茂木 基明

1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 深瀬 仁志

4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3466号

東京都港区南青山2丁目2番15号

債務者 合同会社M a g e i a

代表者代表社員 都築 剛

1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 南部 恵一

4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3468号

長野県安曇野市穂高8416番地5

債務者 株式会社コネクテッド・イノベーションセンター

代表者代表取締役 岩山 泰彦

1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 曾我 幸男

4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3469号 東京都新宿区西新宿8丁目14番24号 西新宿K Fビル5階 債務者 有限会社アナバ・パシフィック 代表者代表取締役 梅原敏賀津 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西岡 孝浩 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 恒石 直和 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3554号 東京都墨田区鷹番3丁目1番8号3F 債務者 合同会社R O Y M 代表者代表社員 河野 建 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠原 秀太 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3505号 東京都千代田区神田小川町1丁目10番地2 ATELIER・YOUR S小川町 債務者 株式会社加齢・栄養研究所 代表者代表取締役 松本 忠昌 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 辛川 力太 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	2 破産管財人 弁護士 片山 史英 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片山 史英 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3556号 東京都大田区中央8丁目14番12号 債務者 有限会社C R I E 代表者代表取締役 阿部なぎさ 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 直美 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3506号 東京都中央区築地6丁目21番2号 債務者 株式会社魚がし山はら 代表者代表取締役 片又 陽子 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川見 未華 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	3 破産管財人 弁護士 本多 貞雅 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本多 貞雅 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3557号 東京都足立区弘道1丁目37番12号 債務者 株式会社伊藤製作所 代表者代表取締役 堀越 浩輔 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大江 耕治 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3507号 東京都港区三田3丁目3番4号 債務者 BRAND EATS合同会社 代表者代表社員 横山 将人 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡 将人 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	3 破産管財人 弁護士 伊関 祐 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊関 祐 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3592号 東京都中央区八丁堀3丁目25番7号 債務者 株式会社アイデックス 代表者代表取締役 平間 研司 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上村 剛 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3512号 東京都目黒区自由が丘1丁目13番10号 債務者 合同会社M&A 代表者代表社員 田嶋 丈二 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊関 祐 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	2 破産管財人 弁護士 石原 遼太 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石原 遼太 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3512号 東京都豊島区西池袋5丁目26番11号 ジョイフル西池袋1F 債務者 株式会社キャッスルワン 代表者代表取締役 金城 聰 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金城 聰 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3514号 東京都江戸川区松島4丁目31番14号 債務者 株式会社イデア 代表者代表取締役 小字佐孝宏 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小字佐孝宏 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	3 破産管財人 弁護士 小字佐孝宏 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小字佐孝宏 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3592号 東京都中央区八丁堀3丁目25番7号 債務者 株式会社アイデックス 代表者代表取締役 平間 研司 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上村 剛 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3596号	東京都渋谷区恵比寿3-18-5 COMSE B I S U501 債務者 株式会社Foreign 代表者代表取締役 東恩納創太
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 権田 典之	4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時30分	6 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3598号	東京都港区南青山2丁目2番15号 ウィン青山1302 債務者 株式会社KOP 代表者代表取締役 岸本健太郎
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長瀬恵利子	4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時	6 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3600号	東京都新宿区西新宿1丁目26番2号32F 債務者 ランテクニカルサービス株式会社 代表者代表取締役 松本 好家
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 板橋 喜彦	4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時30分	6 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3601号	東京都渋谷区代々木2丁目26番5号 債務者 サンアンドバンステクノロジ株式会社 代表者代表取締役 松本 好家
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 板橋 喜彦	4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時30分	6 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3629号	東京都中央区銀座6丁目13番7号 債務者 株式会社ユージー・メディアーグ 代表者代表清算人 児玉 貴志
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林 幸弘	4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時30分	6 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後2時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3635号	東京都渋谷区渋谷2丁目19番15号 宮益坂ビルディング609 債務者 株式会社ROLL 代表者代表取締役 東 大貴
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松村 一宏	4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時	6 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後1時20分
東京地方裁判所民事第20部	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第3642号	千葉市花見川区檜町2193番地20 債務者 トータルモビリティ株式会社 代表者代表取締役 保土田真澄
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡田 知也	4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時	6 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後1時20分
東京地方裁判所民事第20部	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第3644号	東京都板橋区東坂下2-8-1 債務者 株式会社鯨組 代表者代表取締役 岸本 耕
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本多 一成	4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時	6 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3674号	東京都杉並区高井戸東3丁目28番35号 ヴォーガルテ高井戸402 債務者 合同会社Genuine mind 代表者代表社員 高野 達也
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 板橋 喜彦	4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前10時	6 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後3時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1660号	東京都世田谷区玉川1丁目2番4号 債務者 株式会社シダーグロウ 代表者代表取締役 小杉 克彦
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 楠本 維大	4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後3時	6 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後3時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部

<p>令和7年(フ)第87号 広島県福山市多治米町4丁目9番18-13号 債務者 有限会社ナインイレブン 代表者取締役 鈴川 栄治 1 決定年月日時 令和7年6月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北館 篤広 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時 静岡地方裁判所富士支部</p> <p>令和7年(フ)第375号 兵庫県三田市ゆりのき台3丁目25番地40 債務者 株式会社ココリハ 代表者代表取締役 徳田 高之 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水上 祐樹 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。</p> <p>神戸地方裁判所第3民事部 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p> <p>次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。</p> <p>令和7年(フ)第14号 岩手県花巻市松園町404番地1 ネクサス203号、申立時の住所岩手県二戸市福岡字横丁2番地3 債務者 小館 広志 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 剛 4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月9日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 盛岡地方裁判所二戸支部</p>	<p>令和7年(フ)第32号 秋田県横手市増田町八木字屋布合13番地 債務者 佐藤 友子 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田いづみ 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 秋田地方裁判所横手支部</p> <p>令和7年(フ)第22号 宮城県登米市迫町北方字船越76番地 債務者 鈴木 三男 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東田 正平 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月2日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 仙台地方裁判所登米支部</p> <p>令和7年(フ)第26号 宮城県登米市登米町寺池中町70番地 債務者 小竹 一之 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 開発 健次 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月2日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 仙台地方裁判所登米支部</p>	<p>令和7年(フ)第661号 東京都八王子市松木3番地9 ヴィクトワール203号 債務者 芦川 昌弘 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 高興 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月6日午後1時45分 6 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第797号 東京都八王子市南大沢4丁目12番地3-405 債務者 福田 典弘 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井ノ川龍太朗 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月13日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第44号 栃木県足利市今福町397番地1 養護老人ホーム喜重苑、前住所栃木県足利市通4丁目2569番地 債務者 菅谷 安江 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長壁 孝広 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月3日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第812号 東京都稻城市大丸125番地の17 債務者 横田 正子 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤わかな 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月3日午前11時45分 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>
---	--	---

令和7年(フ)第31号
長野県佐久市八幡1073番地3 債務者 松田 勝夫
1 決定年月日時 令和7年6月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大草 貞嗣 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 長野地方裁判所佐久支部
令和7年(フ)第134号
静岡県浜松市中央区東三方町367番地の6 債務者 小林みな美
1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 恵祐 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月3日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第750号
東京都町田市小川3丁目11番地2 デファンス小川106 債務者 鈴木 正人
1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大泉 優子 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第777号
東京都町田市成瀬が丘3丁目30番地12メゾンフォンテーヌ202 債務者 佐藤 義弘
1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田原 遼太 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日午前11時15分 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第753号
東京都日野市新井3丁目1番地の3 新井団地1-106 債務者 竹野 達也
1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷 正宏 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第805号
東京都青梅市藤橋2丁目560番地の3 エントピアかすみ201 債務者 平野 愛
1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池浦 慧 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第184号
静岡県三島市南二日町20番8号 ロイヤルブルザ南二日町B-103、前住所静岡県三島市青木38番地の10 債務者 長池 洋
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本多 孝士 4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月25日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第58号
鳥取県鳥取市材木町311県営住宅材木町団地59-1-14、住民票上の住所鳥取県鳥取市材木町311番地 債務者 大前 裕樹
1 決定年月日時 令和7年6月5日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 おおりり法律事務所 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 鳥取地方裁判所民事部
令和7年(フ)第51号
新潟県新発田市真野原外1289番地6 債務者 花野 偵司
1 決定年月日時 令和7年6月5日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 崇 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前11時20分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第297号
広島市佐伯区藤の木3丁目13番25号 債務者 川口 久和
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 幸司 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第235号
兵庫県加古川市加古川町美乃利343番地の11、従前の住所兵庫県加古川市加古川町稻屋332番地の12 債務者 木前 正紀
1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 文造 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第236号
兵庫県加古川市平岡町二俣455番地の8 債務者 村田 秀樹
1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中木 基裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第242号 兵庫県加古川市新神野1丁目11番10号 債務者 東山 拓史 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田畠 求三 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 熊本地方裁判所八代支部	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小笠原大記 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 青森地方裁判所弘前支部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 士起 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第593号 神奈川県藤沢市片瀬4丁目16番26—9—202号 債務者 小野 勇二 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関本 和臣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 晋介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤田 博志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第184号 兵庫県姫路市野里443番地5 債務者 藤岡興業こと 藤岡 貴之 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷村 巴菜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 晋介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畠 和隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第377号 佐賀県小城市小城町畠田1678番地7 債務者 藤寄美由紀 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塚本 耕平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白石 裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 水戸地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西口 健太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第28号 熊本県八代市毘舍丸5番23号(1F) サンパワー毘舍丸 債務者 坂本 恵子	青森県弘前市大字松原東1丁目14番地8、旧住所青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井118番地4 債務者 川口 健榮	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大平 俊一 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第588号

宮城県宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字立花15番地の20 D201、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町境山1丁目5番43号

債務者 福地 陽奈（旧姓高橋）

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 由麻
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第116号

長崎県長崎市田中町993番地 サンハイム102、旧住所長崎県長崎市桜馬場2丁目1番15号アルメイダハイツ401

債務者 松尾 綾子

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山下 肇
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間**令和7年(フ)第49号**

島根県松江市春日町616番地5
債務者 原 美根子

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第50号

島根県松江市春日町616番地5
債務者 原 由紀子

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第61号

島根県松江市比津が丘2丁目7番2-204号
市営比津が丘アパート、住民票上の前住所島根県松江市上乃木8丁目1番15-303号 前原ビル

債務者 中西 理香

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第64号

島根県松江市山代町712番地 来美アパート3号棟302号室

債務者 安達 千恵

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第98号

山形県天童市大字道満275番地

債務者 小川 徳仁

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第21号

岩手県宮古市磯鶴石崎13番25号

債務者 勝山 繁子

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和7年(フ)第131号

福岡県久留米市国分町1497番地5 クルメ仙花園ハイツ202号

債務者 筧島 初美

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第1967号

名古屋市熱田区六番2丁目12番25号 プレスイン六番南4C号

債務者 山田 剛

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第678号

愛知県知多市日長字浦畠口23番地 リーブルファイン日長104

債務者 石川 裕基

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第698号

愛知県知多郡武豊町字ヒジリ田95番地 プランドウース306号、従前の住所愛知県半田市旭町5丁目59番地の5

債務者 新美 英司

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第718号

愛知県半田市住吉町1丁目30番地 ラヴィロータスII 101号

債務者 松本 美穂

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第757号

名古屋市北区上飯田南町4丁目1番地 市営上飯田南荘5棟108号

債務者 高木 恵実

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第750号

さいたま市南区南浦和3丁目32番12号

債務者 高瀬奈津実

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第806号

埼玉県加須市根古屋648番地14、旧住所埼玉県加須市花崎北1丁目14番地2 グループホームウイステリア

債務者 本間 洋子（旧姓鈴木）

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第812号

埼玉県加須市陽光台1丁目300番地176

債務者 阿部 恒介

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第828号 さいたま市西区大字宝来1491番地10 債務者 村松 歌蘭 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第95号 奈良県香芝市逢坂7丁目150番地13 債務者 竹田津千賀 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第870号 埼玉県朝霞市根岸台5丁目2番3号 エヌデーターピアあさか101 債務者 小幡 元気 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第124号 奈良県橿原市東坊城町998番地の4 タウニ坊城A206号 債務者 岡橋佐代子(旧姓石田) 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第877号 埼玉県上尾市大字平塚2025番地 ピレッジハウスマツ尾5-101 債務者 田邊 勉 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和7年(フ)第156号 岡山県倉敷市八王寺町14番地2 シャンドフルール102、軒居前の住所岡山県倉敷市安江63番地1 債務者 佐々木美穂(旧姓吉川) 1 決定年月日時 令和7年6月4日前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第885号 さいたま市浦和区高砂2丁目14番7号 プリムローズ高砂102号室 債務者 高橋 恵多(旧姓浦野) 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和7年(フ)第203号 大阪市淀川区新高1丁目2番33号 飛鳥壱番館605号 債務者 小西 風馬 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第887号 さいたま市北区宮原町3丁目130番地 債務者 田辺世志成	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第62号 奈良県橿原市四条町344番地 マンション三四四A-203 債務者 高崎 真弓 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第349号 川崎市高津区未長4丁目18番17-204号 モナークマンション武蔵新城第2 債務者 鈴木 圭一 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第203号 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2152号 大阪市中央区南船場2丁目7番6-819号 債務者 西尾 房恵 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後3時 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係	1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第244号 三重県鈴鹿市江島町4023 ヴィオーラ101、 住民票上の住所佐賀県佐賀市天神二丁目4番 21-2号 破産者 熊川 智久 1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第2394号 大阪市住吉区長居西1丁目12番28号 コーポ イン長居A棟 605号 債務者 河村 潤一 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後1時30分 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係	1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和5年(フ)第8号 福岡県柳川市大和町栄730番地1 破産者 株式会社平川建設 1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福岡地方裁判所柳川支部破産係
令和7年(フ)第2469号 大阪市西区北堀江2丁目3番13-601号、前 住所富山県氷見市下田子162-1 サンプウ ルサン1 101号 債務者 赤堀 肇 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第918号 名古屋市南区鳴尾2丁目26番地 ステラナル 才103号 破産者 大橋 正宏 1 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで 2 一般調査期日 令和7年9月11日午前10時 令和7年6月3日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第10号 熊本県上益城郡山都町今352番地 今団地H 2-2W-2号 債務者 澤田 謙子 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第211号 名古屋市名東区梅森坂5丁目208番地 エク レール梅森坂507号、開始決定時の住所愛知 県愛知郡東郷町大字春木字白土1番地2225 破産者 岡崎 文護 1 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで 2 一般調査期日 令和7年9月4日午前10時20分 令和7年6月3日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第10号 熊本県上益城郡山都町今352番地 今団地H 2-2W-2号 債務者 澤田 謙子 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第284号 兵庫県芦屋市業平町5番13-301号 破産者 金丸 積代 1 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで 2 一般調査期日 令和7年9月1日午前10時 令和7年6月2日 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第38号
三重県名張市桔梗が丘二番町四街区20番地
破産者 名張ハウス株式会社
1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
2 一般調査期日 令和7年7月24日午後2時30分
令和7年6月5日 津地方裁判所伊賀支部
令和7年(フ)第101号
大阪市西成区津守1丁目13番31号
破産者 中安 純
1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
2 一般調査期日 令和7年9月8日午後2時30分
令和7年6月4日
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字御祭田26番地1
グレースコート一宮2D
破産者 宮田 敏明
1 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
2 一般調査期日 令和7年9月17日午前10時30分
令和7年6月4日
名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第340号
大阪府八尾市南久宝寺3丁目28番地の1 フローラ久宝寺103号
破産者 斎藤 文幸(旧姓姜)
1 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
2 一般調査期日 令和7年9月4日午後2時50分
令和7年6月4日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第294号
高知市横浜西町35番1-4号
破産者 山岡 裕幸
1 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
2 一般調査期日 令和7年9月4日午前10時20分
令和7年6月5日 高知地方裁判所破産係
令和6年(フ)第1839号
さいたま市南区大字円正寺202番地22
破産者 高木 圭子
1 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
2 一般調査期日 令和7年9月1日午後1時30分
令和7年6月3日
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和3年(フ)第6474号
静岡県伊豆市上白岩2067番地25
破産者 伊豆スカイラインカントリー株式会社
1 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
2 一般調査期日 令和7年11月5日午後2時
令和7年6月4日
東京地方裁判所民事第20部
債権者集会招集及び破産債権の届出期間
令和6年(フ)第394号
千葉県富里市新橋713番地24、前住所千葉県佐倉市白井1800番地108
破産者 丸山 瑞智
1 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月1日午後1時30分
2 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
令和7年5月28日 千葉地方裁判所佐倉支部
書面による計算報告
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。
令和7年(フ)第100号
宮崎市大字鏡洲506番地3
破産者 増田 理恵(旧姓投山)
異議申述期間 令和7年7月17日まで
令和7年6月5日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第105号
千葉県浦安市北栄1丁目7番6-101号 小善マンション
破産者 渡邊 利夫
異議申述期間 令和7年7月25日まで
令和7年5月30日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第426号
千葉県印西市原3丁目3番地4棟703号
破産者 浅野 蘭
異議申述期間 令和7年7月25日まで
令和7年5月30日 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第355号
千葉市稻毛区六方町19番地 千田工業
破産者 飯尾 一美
異議申述期間 令和7年7月28日まで
令和7年6月5日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第594号
大阪市浪速区湊町2丁目2番40-313号
破産者 石神 豪
異議申述期間 令和7年7月30日まで
令和7年6月4日
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第664号
大阪市平野区長吉長原東3丁目14番5号
破産者 株式会社REATT A
異議申述期間 令和7年7月30日まで
令和7年6月4日
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第665号
大阪市東淀川区豊里2丁目1番7-214号
破産者 柴田 雅史
異議申述期間 令和7年7月30日まで
令和7年6月4日
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第412号
千葉市若葉区東寺山町1062番地7 サニーキャッスルB102号
破産者 竹渕 龍也
異議申述期間 令和7年7月31日まで
令和7年6月5日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
小規模個人再生による再生手続開始
令和7年(再イ)第12号
滋賀県彦根市小泉町100番地(602号)
再生債務者 倉園 大介
1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令和7年7月14日まで
大津地方裁判所彦根支部
令和7年(再イ)第44号
千葉県船橋市新高根1丁目1番31号
再生債務者 斎藤 樹
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月23日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第22号
千葉県印旛郡栄町安食3035番地2(トランキーロ・YIII 102号)
再生債務者 工藤 祐
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(再イ)第7号
岐阜市加納本石町1丁目7番地5
再生債務者 奥村 一成
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月16日まで
岐阜地方裁判所
令和7年(再イ)第122号
名古屋市緑区大高町字鳥戸51番地 グランメール51 B-102号
再生債務者 各務 浩
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第133号
愛知県東海市富木島町西山田1番地の1 C棟502号
再生債務者 副島 祐太
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月9日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第5号

愛知県豊橋市向山町字水車45番地24

再生債務者 山田 典義

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月9日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再イ)第77号

札幌市南区真駒内柏丘2丁目4番4号

再生債務者 成田 靖大

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第12号

青森市大字新城字平岡371番地17

再生債務者 近村 欣洋

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月17日まで

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第14号

青森県むつ市松森町9番12号

再生債務者 遠島 光弘

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月17日まで

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第12号

栃木県那須郡那須町大字富岡1088番地121

再生債務者 大森 貴之

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月18日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第13号

栃木県那須塩原市上厚崎378番地101

再生債務者 池田 康行

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月18日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第205号

東京都江戸川区東小松川2-23-15

再生債務者 安達 浩志

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年8月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第238号

東京都墨田区押上2-19-8-102

再生債務者 小林 祐貴

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年8月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第3号

長野県飯田市大休7153番地4

再生債務者 中野くるみ

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月29日まで

長野地方裁判所飯田支部

令和7年(再イ)第29号

神戸市東灘区岡本3丁目9番28-302号(従前の住所) 兵庫県芦屋市大東町18番6-413号

再生債務者 河合 良成

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第39号

仙台市青葉区上杉5丁目3番70号 メゾン北五番丁206

再生債務者 小山 幸司

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月30日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第10号

山形県西置賜郡飯豊町大字椿3597番地2

再生債務者 舟山 朋浩

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月30日まで

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(再イ)第11号

群馬県邑楽郡板倉町大字板倉4223番地の13

再生債務者 吉田 美穂

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年8月6日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(再イ)第157号

東京都新宿区若松町30-9-202

再生債務者 山崎 英介

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第172号

東京都墨田区江東橋5-7-10-708

再生債務者 高橋 幸司

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第178号

東京都大田区東糀谷2-1-3-301

再生債務者 堀 将徳

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第232号

東京都練馬区立野町23-4-103

再生債務者 関島 創太

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第248号

東京都江東区亀戸7-5-6-402

再生債務者 阿部なおみ

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第1号 京都府宮津市字万年1122番地 再生債務者 矢野設備こと 矢野 信二 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月22日まで 京都地方裁判所宮津支部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月23日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月31日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	令和7年(再イ)第9号 三重県多気郡明和町大字斎宮1238番地3 再生債務者 前田 陽介 1 決定年月日時 令和7年6月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月24日まで 津地方裁判所松阪支部
令和7年(再イ)第100号 大阪市旭区新森6丁目12番2号 シャーメゾン旭東 203号室 再生債務者 吉川 郁哉 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月23日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月5日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年8月7日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	令和7年(再イ)第11号 広島県福山市草戸町4丁目23番16号 再生債務者 藤井 勇輔 1 決定年月日時 令和7年6月5日午前9時50分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月24日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(再イ)第178号 大阪市東淀川区豊里5丁目18番14号 再生債務者 芝 智彦 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月23日まで 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日時 令和7年6月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年8月7日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(再イ)第16号 香川県高松市木太町3846番地1 アルト木太1-208 再生債務者 水野 保秀 1 決定年月日時 令和7年6月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月31日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(再イ)第239号 大阪府豊中市柴原町5丁目10番2号 再生債務者 大上 泰明 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年6月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年8月6日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年6月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年8月7日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(再イ)第4号 佐賀県唐津市佐志375-31 再生債務者 西本 義彦 1 決定年月日時 令和7年6月5日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで 佐賀地方裁判所唐津支部
令和7年(再イ)第10号 和歌山市福島694番地 光洋マンション111号 再生債務者 藤田工業こと 藤田 雄亮	1 決定年月日時 令和7年6月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年8月7日まで 新潟地方裁判所民事部	

令和7年(再イ)第8号
佐賀県唐津市西大島町6番5—2号
再生債務者 折居 秀和
1 決定年月日時 令和7年6月5日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで

佐賀地方裁判所唐津支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和6年(再イ)第570号
東京都足立区青井2-17-17
再生債務者 鈴木 達也
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月20日まで
令和7年6月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第1号
東京都江戸川区瑞江1-64-7-505
再生債務者 宮田 健一
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月20日まで
令和7年6月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第505号
東京都八王子市鍵水2-81 4-303
再生債務者 深島 正彦
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月23日まで
令和7年6月4日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第537号
東京都世田谷区世田谷1-46-10-4F
(住民票上の住所 東京都東久留米市幸町1-5-13)
再生債務者 安 淳一
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月23日まで
令和7年6月4日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第2号
東京都町田市野津田町1866-4
再生債務者 矢野 清威
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月23日まで
令和7年6月4日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第20号
東京都大田区南六郷2-4-2 ハイツアオキ第5 406号室
再生債務者 畑谷 知臣
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月23日まで
令和7年6月4日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第145号
仙台市青葉区柏木3丁目4番5号 エクセルササキ203
再生債務者 佐々木新一
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで
令和7年6月4日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第2号
宮城県気仙沼市赤岩小田47番地6
再生債務者 渡邊 理恵
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで
令和7年6月4日

仙台地方裁判所氣仙沼支部

令和7年(再イ)第4号
山形県米沢市花沢町1丁目9番60号
再生債務者 佐藤 亮
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで
令和7年6月4日

山形地方裁判所米沢支部

令和6年(再イ)第76号
栃木県鹿沼市上野町58番地10
再生債務者 小形 雅暁
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで
令和7年6月4日

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和6年(再イ)第216号
さいたま市見沼区春岡3丁目6番地1
再生債務者 宮本明日香
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで
令和7年6月4日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第10号
神奈川県座間市相模が丘4丁目19番15号
再生債務者 田中 徳慧
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで
令和7年6月4日

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第36号
名古屋市南区氷室町23番2号
再生債務者 下口 文子
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで
令和7年6月4日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第59号
愛知県海部郡蟹江町学戸1丁目23番地 グランマノワール蟹江304号
再生債務者 前田 謙一
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで
令和7年6月4日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第21号
福岡県京都郡苅田町神田町3丁目4番地15
再生債務者 池田 太一
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで
令和7年6月4日

福岡地方裁判所行橋支部再生係

令和6年(再イ)第47号
岩手県上閉伊郡大槌町小鎌第26地割156番地5
再生債務者 藤原 徳宏
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで
令和7年6月5日

盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(再イ)第8号
秋田県由利本荘市石脇字田尻野10番地400
再生債務者 小助川堅作
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで
令和7年6月5日

秋田地方裁判所本荘支部再生係

令和6年(再イ)第35号
茨城県守谷市高野1811番地の4
再生債務者 宮崎 力
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで
令和7年6月5日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(再イ)第3号
千葉県大網白里市清名幸谷67番地1
再生債務者 小枝 裕子
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで
令和7年6月5日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（再イ）第5号 東京都立川市富士見町4丁目16番1号タウンコート富士見101号 再生債務者 平 清志 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで 令和7年6月5日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年（再イ）第17号 相模原市緑区向原1丁目7番13号 サンシャインハイツ103号 再生債務者 諸喜田 誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで 令和7年6月5日 横浜地方裁判所相模原支部 令和6年（再イ）第578号 大阪府東大阪市川俣1丁目1番9—903号 再生債務者 内藤 聰 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月2日まで 令和7年6月4日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第38号 札幌市豊平区中の島2条1丁目2番19—302号 再生債務者 谷口 大 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで 令和7年6月5日 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第2号 北海道北見市西三輪5丁目19番地2 リバーサイド・ラビュタSサイド2—A号 再生債務者 村山角太郎	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで 令和7年6月5日 釧路地方裁判所北見支部個人再生係 令和6年（再イ）第160号 京都市山科区勧修寺西金ヶ崎385 ブルミエール勧修寺701、住民票上の住所京都市山科区柳辻封シ川町37番地 ブルリオン柳辻210号 再生債務者 禮場 涼 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月4日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和6年（再イ）第19号 滋賀県近江八幡市小船木町721番地79 再生債務者 GLOW ATHLETEこと 藤澤 克至 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで 令和7年6月3日 大津地方裁判所彦根支部 令和7年（再イ）第4号 滋賀県東近江市沖野1丁目2番31—3号 メゾン・ド・ア 4番館 213号室 再生債務者 寺田さつき（旧姓西村） 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月9日まで 令和7年6月4日 大津地方裁判所彦根支部 令和6年（再イ）第3号 滋賀県長浜市宮司町794番地 ラ・シエスタ205号室 再生債務者 上田 健児 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月9日まで 令和7年6月4日 大津地方裁判所彦根支部 令和6年（再イ）第10号 神戸市中央区旭通2丁目10番2—201号（従前の住所）神戸市中央区下山手通3丁目11番8—401号 再生債務者 大河内俊博 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで 令和7年6月4日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和6年（再イ）第78号 兵庫県西宮市野間町2番30—406号 再生債務者 山口 寧 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで 令和7年6月4日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和6年（再イ）第87号 兵庫県西宮市枝川町11番39号 再生債務者 村田 涼 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで 令和7年6月4日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和6年（再イ）第1号 長崎県諫早市馬渡町9番地4 再生債務者 田口 森野 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで 令和7年6月4日 長崎地方裁判所大村支部 令和7年（再イ）第5号 秋田市新屋沖田町10番36号 再生債務者 武藤 遼介 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで 令和7年6月5日 秋田地方裁判所民事第2部 令和6年（再イ）第72号 新潟市西区鳥原新田514番地2 再生債務者 小林 和雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで 令和7年6月5日 新潟地方裁判所民事部 令和6年（再イ）第15号 新潟県上越市大貫4丁目16番36号 再生債務者 佐々木啓次 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで 令和7年6月5日 新潟地方裁判所高田支部
---	---

令和7年（再イ）第1号
秋田県山本郡三種町鶴川字無頭57番地2
再生債務者 金子 金穂
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月2日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月2日まで
令和7年6月4日 秋田地方裁判所能代支部
令和6年（再イ）第27号
高知市鷹部847番地9
再生債務者 岡村 亜覽
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月2日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月2日まで
令和7年6月4日
高知地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第4号
青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塙見形286番地3
再生債務者 長谷川信一
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月3日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで
令和7年6月5日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係
令和7年（再イ）第11号
広島県廿日市市大野原2丁目7番29-1号
再生債務者 武智 晃平
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月3日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで
令和7年6月5日
広島地方裁判所民事第4部

小規模個人再生による再生手続廃止
令和6年（再イ）第30号
長野市大字小島226番地1 セフィーラ小島ⅡA棟205号
再生債務者 阿保 克己
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。
令和7年6月4日
長野地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第9号
栃木県宇都宮市駒生町1024番地28
再生債務者 羽石 公一
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和7年6月5日
宇都宮地方裁判所第1民事部
給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年（再ロ）第5号
埼玉県飯能市南町10番28号 真行坂201
再生債務者 佐々木一史
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（再ロ）第1号
大阪市平野区長吉六反2丁目6番41号
再生債務者 田中 健次
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部
給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和7年（再ロ）第1号
奈良県五條市田園5丁目13番地の3
再生債務者 伊谷 賢司
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月14日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年6月30日まで
令和7年6月2日
奈良地方裁判所五條支部個人再生係
令和6年（再ロ）第20号
札幌市中央区南2条西20丁目2番22号 円山裏参道スクエア503号室
再生債務者 尾方 賢輔
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月22日付け再生計画案
2 書面で意見を述べができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年7月3日まで
令和7年6月5日
札幌地方裁判所民事第4部
給与所得者等再生による再生計画認可
令和6年（再ロ）第9号
埼玉県所沢市弥生町2901番地の16 ガーデンソシアメイツ新所沢310
再生債務者 戸住 典広
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年6月5日
さいたま地方裁判所川越支部
令和6年（再ロ）第10029号
東京都練馬区早宮4-22-17-106
再生債務者 杉本 和紀
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年6月2日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年6月4日
東京地方裁判所民事第20部
令和6年（再ロ）第1号
三重県津市一志町八太1619番地3 エーマミイ202号
再生債務者 中本 好昭
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年6月3日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年6月5日
津地方裁判所再生係

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年（チ）第5・6号

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
申立人 京都市長 松井 孝治
(亡鄭泰正の最後の住所) 京都市南区西九条御幸田町18番地
(不動産登記記録上の氏名) 鄭 太正
所有者 亡鄭泰正相続財産
(亡吳西分の最後の住所) 不明
(不動産登記記録上の住所) 京都市下京区西九条御幸田町18番地
(外国人登記調査書上の住所) 京都府京都市南区西九条御幸田町16
(不動産登記記録上の氏名) 李 西分
所有者 亡吳西分相続財産
届出期間満了日 令和7年7月31日
令和7年5月29日

京都地方裁判所第5民事部
(別紙) 物件目録
1 所在 京都市南区西九条御幸田町
地番 12番
地目 宅地
地積 67.23平方メートル
所有者 亡鄭泰正相続財産
2 (主である建物の表示)
所在 京都市南区西九条御幸田町 12番地
家屋番号 26番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 51.57平方メートル
2階 42.31平方メートル
(附属建物の表示)
符号 1
種類 畜舎
構造 木造瓦葺平家建
床面積 9.91平方メートル
所有者 亡吳西分相続財産

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第1号

秋田県大仙市刈和野字本町5番地
申立人 秋田県西仙北土地改良区
(最後の住所) 愛知県東海市加木屋町論田5番地の312 レオパレスシエロ104
(不動産登記記録上の住所) 仙北郡西仙北町土川字小杉山沢ノ内小方角沢111番地
所有者 熊谷 佳則

届出期間満了日 令和7年7月29日

令和7年5月29日 秋田地方裁判所大曲支部
(別紙) 物件目録

1 所在 大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢
地番 3番2
地目 原野
地積 1960平方メートル

2 所在 大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢
地番 91番1
地目 田
地積 1212平方メートル

3 所在 大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢
地番 91番3
地目 田
地積 976平方メートル

4 所在 大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢
地番 91番4
地目 田
地積 649平方メートル

5 所在 大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢
地番 91番5
地目 田
地積 322平方メートル

6 所在 大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢
地番 91番6
地目 田
地積 512平方メートル

7 所在 大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢
地番 91番7
地目 田
地積 436平方メートル

8 所在 大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢
地番 108番1
地目 原野
地積 497平方メートル

9 所在 大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢
地番 113番1
地目 畑
地積 2377平方メートル

10 所在 大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢
地番 113番4
地目 原野
地積 816平方メートル

令和7年(チ)第3号

群馬県佐波郡玉村町大字八幡原1825番地13
申立人 中條 初江

住所・居所 不明

所有者 齊木 紋造

届出期間満了日 令和7年7月30日

令和7年5月30日 前橋地方裁判所
(別紙) 物件目録

所在 前橋市朝倉町

地番 70番

地目 宅地

地積 330.08平方メートル

令和7年(チ)第7号

東京都府中市清水が丘3丁目10番地の6
申立人 橘 佳宏

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所 渋谷区代々木上原町1124番地)
所有者 大森 照治

届出期間満了日 令和7年7月30日

令和7年5月30日 東京地方裁判所立川支部
(別紙) 物件目録

1 所在 府中市清水が丘三丁目

地番 10番10

地目 山林

地積 3.30平方メートル

令和7年(チ)第3013号

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
申立人 地主株式会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 豊多摩郡千駄ヶ谷町大字原宿143番地
所有者 指田 はる

届出期間満了日 令和7年7月28日

令和7年5月29日 東京地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 渋谷区神宮前三丁目

地番 143番4

地目 公衆用道路

地積 317平方メートル

令和7年(チ)第3014号

東京都中野区中野5丁目26番34-403号
申立人 窪寺 利晃

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 中野区打越町14番地
所有者 阪本合資會社

届出期間満了日 令和7年7月30日

令和7年5月30日 東京地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 中野区中野五丁目

地番 190番2

地目 公衆用道路

地積 373平方メートル

令和7年(チ)第3号

愛知県豊田市栄生町4丁目16番地2サンティ栄生502号
申立人 大岡 啓治

カナダ国ノースエウスト準州レグリー

共有者 伊藤國太郎

カナダ国オンタリオ州ロンドン市メイトランド通694番地
共有者 伊藤 四朗

カナダ国アルバータ州カルガリー市南西プロスペクトアベニュー1419
共有者 伊藤 福枝

住所・居所 不明

共有者 伊藤 幸次

カナダアルバータ州クランフォード

共有者 伊藤キヨエ

届出期間満了日 令和7年7月24日

令和7年5月29日

名古屋地方裁判所一宮支部

(別紙) 物件目録

1 所在 稲沢市祖父江町島本寺西北ノ切

地番 1515番

地目 宅地

地積 204.95平方メートル

令和7年(チ)第11号

京都市西京区御陵北山町7番地
申立人 小原 好智

住所・居所 不明

所有者 小原治兵衛

届出期間満了日 令和7年8月1日

令和7年5月29日

京都地方裁判所第5民事部

(別紙) 物件目録

1 所在 京都市西京区御陵北山町

地番 2番1

地目 畑

地積 135平方メートル

2 所在 京都市西京区御陵北山町

地番 3番1

地目 宅地

地積 94.21平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第9号

石川県七尾市川尻町ト部23番地
申立人 杉田 幸江

住所・居所 不明

(最後の住所) 石川県七尾市川尻町ト部23番地
所有者 高橋 完松

届出期間満了日 令和7年7月29日

令和7年5月28日 金沢地方裁判所七尾支部

(別紙) 物件目録

1 所在 七尾市川尻町ト23番地

家屋番号 23番の2

種類 物置

構造 木造板葺平家建

床面積 39.66平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年八月一日であり、両社の総社員の同意は令和七年五月二十六日に得られています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

札幌市西区西野六条六丁目一一番二号

(甲) フローレス合同会社

代表社員 宮島 克訓

(乙) ラ・ブライス合同会社

代表社員 宮島 克訓

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

札幌市西区西野六条六丁目一一番二号

(甲) フローレス合同会社

代表社員 宮島 克訓

(乙) ラ・ブライス合同会社

代表社員 宮島 克訓

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

札幌市西区西野六条六丁目一一番二号

(甲) フローレス合同会社

代表社員 宮島 克訓

(乙) ラ・ブライス合同会社

代表社員 宮島 克訓

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

札幌市西区西野六条六丁目一一番二号

(甲) フローレス合同会社

代表社員 宮島 克訓

(乙) ラ・ブライス合同会社

代表社員 宮島 克訓

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

札幌市西区西野六条六丁目一一番二号

(甲) フローレス合同会社

代表社員 宮島 克訓

(乙) ラ・ブライス合同会社

代表社員 宮島 克訓

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

札幌市西区西野六条六丁目一一番二号

(甲) フローレス合同会社

代表社員 宮島 克訓

(乙) ラ・ブライス合同会社

代表社員 宮島 克訓

令和七年六月十三日
愛知県豊田市永覚町上長根三一番地一

(甲) K2ホールディング合同会社
代表社員 加藤 正広

(乙) 有限会社車楽苑
取締役 加藤 正広

愛知県豊田市大林町十五丁目五番地五
（丁目三番三号）

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社草津興産（住所滋賀県草津市西草津一丁目三番三号）

に對して、当社が保有する有限会社第一産業の株式全て並びに当該子会社に対する事業活動の支援及び管理等事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

札幌市西区西野六条六丁目一一番二号

(甲) フローレス合同会社

代表社員 宮島 克訓

(乙) ラ・ブライス合同会社

代表社員 宮島 克訓

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

札幌市西区西野六条六丁目一一番二号

(甲) フローレス合同会社

代表社員 宮島 克訓

(乙) ラ・ブライス合同会社

代表社員 宮島 克訓

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

札幌市西区西野六条六丁目一一番二号

(甲) フローレス合同会社

代表社員 宮島 克訓

(乙) ラ・ブライス合同会社

代表社員 宮島 克訓

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

札幌市西区西野六条六丁目一一番二号

(甲) フローレス合同会社

代表社員 宮島 克訓

(乙) ラ・ブライス合同会社

代表社員 宮島 克訓

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

札幌市西区西野六条六丁目一一番二号

(甲) フローレス合同会社

代表社員 宮島 克訓

(乙) ラ・ブライス合同会社

代表社員 宮島 克訓

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

札幌市西区西野六条六丁目一一番二号

(甲) フローレス合同会社

代表社員 宮島 克訓

(乙) ラ・ブライス合同会社

代表社員 宮島 克訓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

札幌市江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社J-CLLOUD
二号
代表社員 吉田 隆之

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Transdyne
代表社員 金子 健人

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Respect
代表社員 天野 妙

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Repect
代表社員 赤沼 光揮

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Transdyne
代表社員 西村 隆通

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Respect
代表社員 村山 勝

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Transdyne
代表社員 水谷 伸也

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Respect
代表社員 佐々木 伸也

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Transdyne
代表社員 佐々木 伸也

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Respect
代表社員 佐々木 伸也

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Transdyne
代表社員 佐々木 伸也

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Respect
代表社員 佐々木 伸也

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Transdyne
代表社員 佐々木 伸也

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Respect
代表社員 佐々木 伸也

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Transdyne
代表社員 佐々木 伸也

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Respect
代表社員 佐々木 伸也

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Transdyne
代表社員 佐々木 伸也

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Respect
代表社員 佐々木 伸也

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

合同会社Transdyne
代表社員 佐々木 伸也

東京都江東区白河三丁目一二二五〇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

神奈川県横浜市磯子区中原四一三〇Y
ワイヒロバ二F-D号室

JIN-S HOME S合同会社
代表社員 陳崎 義浩

東京都港区麻布十番二丁目八番一六号IS
Iビル五階

農事組合法人十番
理事 宮本 義隆

東京都港区麻布十番二丁目八番一六号IS
Iビル五階

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

総社員の同意の取得は令和七年六月一日に終了しました。

この組織変更後の商号は焼き芋俱楽部株式会社とし

ます。

効力発生日は令和七年八月一日であり、当社の

総社員の同意の取得は令和七年六月一日に終了し

ております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

神奈川県川崎市多摩区三田二丁目三二九七番地一三一三

焼き芋俱楽部合同会社

代表社員 三宅 龍二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし

ました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

名古屋市熱田区六野一丁目三番六号

合同会社P A N D A

代表社員 トウメ・サム

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし

ました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

名古屋市熱田区六野一丁目三番六号

合同会社P A N D A

代表社員 松葉 則之

組織変更後 の商号は株式会社P A N D A としま

す。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

大阪府堺市中区深井清水町三二一四番地清

水の森D

代表社員 松葉 則之

組織変更後 の商号は株式会社P A N D A としま

す。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

大阪府東大阪市本庄西一丁目六一九

合同会社N i r o

代表社員 村田 有起

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし

ました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

福岡県中間市長津二丁目一五番二号

介護サービス心和合同会社

代表社員 荒添 智子

令和七年六月十三日

福岡県中間市長津二丁目一五番二号

介護サービス心和合同会社

代表社員 荒添 智子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし

ました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

沖縄県名護市大東一丁目二一番二号

合資会社アラカキ

代表社員 新垣 亮二

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年六月十六日予定の吸収合

併の効力発生日を令和七年七月十七日に変更いた

しましたので公表します。

令和七年六月十三日

名古屋市中区栄三丁目四番二八号

株式会社ジエイキャスト

代表取締役 木村 直人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百七十万円減少し百十

万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

名古屋市中村区名駅四丁目一八番一八号森

政ビル一F 有限公司エー・ラウンド

取締役 林 裕二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千九百九十万円、資本

準備金の額を六百七十二万五千円減少し、それぞ

れ一千円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

名古屋市中区栄三丁目四番二八号

株式会社ジエイキャスト

代表取締役 木村 直人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千九百九十万円、資本

準備金の額を六百七十二万五千円減少し、それぞ

れ一千円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

名古屋市中村区名駅四丁目一八番一八号森

政ビル一F 有限公司エー・ラウンド

取締役 林 裕二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千五百万円減少し百十

万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

大阪府堺市中区深井清水町三二一四番地清

水の森D

代表社員 松葉 則之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし

ました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

大阪府東大阪市本庄西一丁目六一九

合同会社N i r o

代表社員 村田 有起

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億円減少すること

にいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

東京都中央区日本橋本町四丁目二番二号

日本理化学薬品株式会社

代表取締役 磨田 大輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公表します。

令和七年六月十三日

横浜市神奈川区松本町一丁目一〇番一八号

スタッグビル二F 株式会社スタッグ

代表取締役 石田 泰三

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月七日付で株券を発行する

旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公表します。

令和七年六月十三日

横浜市金沢区福浦一丁目四番地一四

株式会社藤村電器製作所

代表取締役 加藤 勤

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公表します。

令和七年六月十三日

横浜市金沢区福浦一丁目四番地一四

株式会社藤村電器製作所

代表取締役 加藤 勤

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公表します。

令和七年六月十三日

大阪市中央区大手前一丁目七番三一号OM

Mビル五階 クリニコファースト株式会社

代表取締役 戸田 晃平

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公表します。

令和七年六月十三日

石川県金沢市片町二丁目二番一五号

北国不動産株式会社

代表取締役社長 村上 良平

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公表します。

令和七年六月十三日

千葉県いすみ市若山一一四番地の一

株式会社三広商会

代表取締役 広城 康男

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公表します。

令和七年六月十三日

山口県下松市潮音町八丁目三番一號

株式会社三広商会

代表取締役 広城 康男

